

【住宅財形ご加入者の方へ】

住宅財形の適格な払出しを行うために、住宅取得等を証明する書類として、下記の書類をあわせてご提出ください。

提出書類		払出し要件
新築・購入の場合（中古住宅を含む） 【取得前】 〔1回目（一部払出し）〕	<p>次のいずれかの書類（提出書類はコピー可）</p> <p>(1) ① 住宅の建設工事の請負契約書 ② 住宅の売買契約書（国税局・地方自治体の公売物件、裁判所の競売物件もしくは特別売却物件または国有財産の売払物件に係る購入権の決定の通知書を含む）</p> <p>上記の書類が提出できない場合（提出書類はコピー可）</p> <p>(2) ① 住宅の請負契約または売買契約の締結予定通知書 ② 解約手数料に係わる念書 〔一部払出しから2ヶ月以内に上記提出書類の〕 〔(1)より①か②のいずれかをご提出ください。〕</p>	<p>(1) ① 所有者：自己名義（共有名義を含む）であること。 ② 所在地：自己が居住する住所（住民票の住所）であること。 ③ 床面積：50m²以上であること。ただし、新築または建築後使用されたことのない住宅の取得をした場合で、以下のいずれかの条件に該当する場合は床面積が40m²以上であること。</p> <p>イ. 令和5年12月31までに建築基準法（昭和25年法律第201号） 第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」）を受けたもの。 ロ. 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和6年1月1日から令和7年12月31までの間に建築確認を受けたもの。</p> <p>④ 払出し金額：住宅財形残高の90%以内、または、住宅取得費用のいずれか低い金額であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">住宅の取得費用</p> <p>① 建物に限られます（土地は含まれません）。 ② 共有名義の場合は、持分に応じた費用以内となります。 ③ 土地付住宅（建売住宅・マンション等）で住宅取得費用の算出ができない場合は、土地付住宅の取得費用に一定割合を乗じて算出した金額となります。</p> </div> <p>⑤ 中古住宅の場合、昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。（耐震構造である場合、築年数による制限はありません）</p>
【取得後】 〔2回目（最終払出し）〕	<p>(3) (提出書類はコピー可)</p> <p>① 住宅の登記事項証明書 ② 次のいずれか1つ イ. 住民票の写し ロ. 住民票記載事項証明書 ハ. 在留カード ニ. 特別永住者証明書 ③ 払出し要件(1)③ロ.を適用する場合は、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅であることを証明する書類（床面積が40m²以上50m²未満の場合） ④ 耐震構造であることを証明する必要がある場合は、耐震基準適合証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">【取得後に1回のみ払出し】</p> <p>取得前に一部払出しを行わず、取得後に払出す場合は、1回のみの払出しとなります。 その場合は、上記(3)①②③④の他に上記提出書類の(1)より①か②のいずれかをご提出ください。</p> </div>	<p>(2) ① 上記払出し要件の(1)①～③および⑥と同様。 ② 払出し金額：「一部払出し額+最終払出し額」は住宅取得に要する費用以内であること。 ③ 最終払出し期限：住宅取得日より1年以内、または、一部払出し日より2年内のいずれか早い日であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">2回目（最終払出し）をしない場合</p> <p>1回目の払出し後、2回目の払出しをせず、そのまま積立を継続することもできます。 ただし、その場合でも左記書類の提出は必要となります。（書類の提出期限は上記(2)③と同様）</p> </div>
増改築等の場合 【工事前】 〔1回目（一部払出し）〕	<p>(4) ① 住宅の増改築等に係わる工事の請負契約書のコピー（提出書類は増改築等工事完了届を除きコピー可）</p>	<p>(3) ① 上記払出し要件の(1)①②と同様。 ② 床面積：増改築後50m²以上であること。 ③ 工事費用：75万円超であること。 ④ 払出し金額：住宅財形残高の90%以内、または、増改築等の工事費用のいずれか低い金額であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">増改築等の工事費用</p> <p>① 共有名義の場合は、持分に応じた費用以内となります。 ② 増改築等の工事をした部分に居住用以外の部分がある場合には居住用に係わる工事費用が全体の工事費用の1/2以上であること。</p> </div> <p>⑤ 工事完了後、建築物の確認済証または検査済証または建築士法で定められた登録簿に登録された建築士事務所に所属する建築士または指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する増改築等工事証明書（用紙：日本工業規格A4）のうち、いずれか1つの書類が提出できる工事であること。 〔工事費用が75万円超100万円以内の場合、工事施工者が発行する増改築等工事完了届（コピー不可、用紙：日本工業規格A4）でも可。〕</p>
【工事後】 〔2回目（最終払出し）〕	<p>(5) ① 上記提出書類の(3)①②と同様。 ② 次のいずれか1つ（提出書類は増改築等工事完了届を除きコピー可） イ. 建築物の確認済証 ロ. 検査済証 ハ. 建築士法で定められた登録簿に登録された建築士事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書（用紙：日本工業規格A4） 〔工事費用が75万円超100万円以内の場合、工事施工者が発行する増改築等工事完了届（コピー不可、用紙：日本工業規格A4）でも可。〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">【工事完了後に1回のみ払出し】</p> <p>工事前に一部払出しを行わず、工事完了後に払出す場合は、1回のみの払出しとなります。 その場合は、上記(5)①②の他に(4)①もご提出ください。</p> </div>	<p>(4) ① 上記払出し要件の(3)①②③と同様。 ② 払出し金額：「一部払出し額+最終払出し額」は増改築等の工事費用以内であること。 ③ 最終払出し期限：増改築等の工事完了日より1年以内、または、一部払出し日より2年内のいずれか早い日であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">2回目（最終払出し）をしない場合</p> <p>1回目の払出し後、2回目の払出しをせず、そのまま積立を継続することもできます。 ただし、その場合でも左記書類の提出は必要となります。（書類の提出期限は上記(4)③と同様）</p> </div>